

平成 30 年度水道局における入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して入札・契約制度の改正を行って参りました。平成 30 年度においても、以下のとおり入札・契約制度について改正を行います。

I 最低制限基本価格について(建設工事)

- 最低制限基本価格について算出方法の見直しを行います。

1 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日以降に入札案内及び公告する案件より

2 対象

水道局において実施する建設工事の入札

3 内容

【現行】※業種に応じて、表中の算出式を基準に最低制限基本価格を算出します。

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	$[直接工事費] \times 95\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
建築・電気・管工事	$\{直接工事費 - (直接工事費 \times 10\%)\} \times 95\% + [共通仮設費] \times 90\% + \{現場管理費 + (直接工事費 \times 10\%)\} \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
設計金額の項目に機器費を計上している機械設備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	$\{(機器費 \times 60\%) + 直接工事費\} \times 95\% + \{(機器費 \times 10\%) + 共通仮設費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 20\%) + 現場管理費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 10\%) + 一般管理費\} \times 55\%$
その他の工事	$[直接工事費] \times 90\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$



【変更後】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	$[直接工事費] \times 97\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$

建築・電気・管工事	$\{直接工事費 - (直接工事費 \times 10\%)\} \times 97\% + [共通仮設費] \times 90\% + \{現場管理費 + (直接工事費 \times 10\%)\} \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
設計金額の項目に機器費を計上している機械設備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	$\{(機器費 \times 60\%) + 直接工事費\} \times 97\% + \{(機器費 \times 10\%) + 共通仮設費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 20\%) + 現場管理費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 10\%) + 一般管理費\} \times 55\%$
その他の工事	$[直接工事費] \times 92\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$

※ これによりすることができない場合は、個別に設定します。

※ 予定価格の各費目に率を乗じた額の合計額が予定価格の70%を下回った場合は、予定価格に70%を乗じた額、90%を超えた場合は、予定価格に90%を乗じた額を最低制限基本価格とします。

※ 算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を最低制限基本価格とします。

II 低入札価格調査制度について(建設工事)

- 低入札価格調査制度の対象となる工事の要件、調査方法及び調査基準価格等の算出方法の見直しを行います。

1 実施時期

平成30年4月1日以降に入札案内及び公告する案件より

2 対象

水道局において実施する建設工事の入札

3 内容

(1) 対象となる工事の要件

現 行	変 更 後
建設工事のうち予定価格が5億円以上のもの	建設工事のうち、予定価格が5億円以上又は総合評価落札方式によるもの

(2) 調査方法

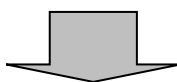
現 行	変 更 後
<ul style="list-style-type: none"> 資料の提出を求める 事情聴取は必ず実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 資料の提出を求める 事情聴取は必要に応じ実施する(※)

※事情聴取を行う基準については、姫路市水道局低入札価格調査制度試行要綱における事情聴取の実施方針(別添資料)を参照してください。

(3) 調査基準価格

【現行】※業種に応じて、表中の算出式を基準に調査基準価格を算出します。

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	$[直接工事費] \times 95\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
建築・電気・管工事	$\{直接工事費 - (直接工事費 \times 10\%)\} \times 95\% + [共通仮設費] \times 90\% + \{現場管理費 + (直接工事費 \times 10\%)\} \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
設計金額の項目に機器費を計上している機械設備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	$\{(機器費 \times 60\%) + 直接工事費\} \times 95\% + \{(機器費 \times 10\%) + 共通仮設費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 20\%) + 現場管理費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 10\%) + 一般管理費\} \times 55\%$
その他の工事	$[直接工事費] \times 90\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$



【変更後】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	$[直接工事費] \times 97\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
建築・電気・管工事	$\{直接工事費 - (直接工事費 \times 10\%)\} \times 97\% + [共通仮設費] \times 90\% + \{現場管理費 + (直接工事費 \times 10\%)\} \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
設計金額の項目に機器費を計上している機械設備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	$\{(機器費 \times 60\%) + 直接工事費\} \times 97\% + \{(機器費 \times 10\%) + 共通仮設費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 20\%) + 現場管理費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 10\%) + 一般管理費\} \times 55\%$
その他の工事	$[直接工事費] \times 92\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$

※ これによりすることができない場合は、個別に設定します。

※ 予定価格の各費目に率を乗じた額の合計額が予定価格の70%を下回った場合は、予定価格に70%を乗じた額、90%を超えた場合は、予定価格に90%を乗じた額を調査基準価格とします。

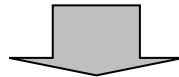
※ 算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を調査基準価格とします。

(4) 調査最低制限基本価格

【現行】※業種に応じて、表中の算出式を基準に調査最低制限基本価格を算出します。

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	$[直接工事費] \times 90\% + [共通仮設費] \times 75\% + [現場管理費] \times 80\% + [一般管理費] \times 55\%$

建築・電気・管工事	$\{ \text{直接工事費} - (\text{直接工事費} \times 10\%) \} \times 90\% + [\text{共通仮設費}] \times 75\% + \{ \text{現場管理費} + (\text{直接工事費} \times 10\%) \} \times 80\% + [\text{一般管理費}] \times 55\%$
設計金額の項目に機器費を計上している機械設備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	$\{ (\text{機器費} \times 60\%) + \text{直接工事費} \} \times 90\% + \{ (\text{機器費} \times 10\%) + \text{共通仮設費} \} \times 75\% + \{ (\text{機器費} \times 20\%) + \text{現場管理費} \} \times 80\% + \{ (\text{機器費} \times 10\%) + \text{一般管理費} \} \times 55\%$
その他の工事	$[\text{直接工事費}] \times 85\% + [\text{共通仮設費}] \times 75\% + [\text{現場管理費}] \times 80\% + [\text{一般管理費}] \times 55\%$



【変更後】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	$[\text{直接工事費}] \times 90\% + [\text{共通仮設費}] \times 70\% + [\text{現場管理費}] \times 90\% + [\text{一般管理費}] \times 55\%$
建築・電気・管工事	$\{ \text{直接工事費} - (\text{直接工事費} \times 10\%) \} \times 90\% + [\text{共通仮設費}] \times 70\% + \{ \text{現場管理費} + (\text{直接工事費} \times 10\%) \} \times 90\% + [\text{一般管理費}] \times 55\%$
設計金額の項目に機器費を計上している機械設備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	$\{ (\text{機器費} \times 60\%) + \text{直接工事費} \} \times 90\% + \{ (\text{機器費} \times 10\%) + \text{共通仮設費} \} \times 70\% + \{ (\text{機器費} \times 20\%) + \text{現場管理費} \} \times 90\% + \{ (\text{機器費} \times 10\%) + \text{一般管理費} \} \times 55\%$
その他の工事	$[\text{直接工事費}] \times 85\% + [\text{共通仮設費}] \times 70\% + [\text{現場管理費}] \times 90\% + [\text{一般管理費}] \times 55\%$

※ これによることができない場合は、個別に設定します。

※ 算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を調査最低制限基本価格とします。

Ⅲ 最低制限基本価格について(建設関連コンサルタント)

- ・ 建設関連コンサルタントに係る最低制限基本価格の算出方法の一部を見直します。
- 1 実施時期
平成30年4月1日以降に入札案内及び公告する案件より
- 2 対象
水道局において実施する建設関連コンサルタントの入札

IV 工事成績を活用した入札制度の整備について(建設工事)

・工事成績を活用した入札を試行します。

(この項において以下は、平成29年12月に契約課が公表した内容と同じです。)

1 実施時期

平成30年7月1日以降に入札公告する案件より

2 対象案件

次の(1)(2)の要件を満たす建設工事の入札

- (1) 土木工事(適用除外工事を除く。以下同じ。)の制限付一般競争入札で、予定価格が3,000万円以上の案件

<適用除外工事>

- ・ 単価で契約する工事
- ・ 発掘調査工事
- ・ 特殊工法(PC橋梁工事、フェンス工事、交通安全工事、海洋土木工事、管更生工事)による工事
- ・ その他適用を除外する必要が認められる工事

- (2) 市内業者(単体)のみを入札参加対象者とする案件

3 試行内容

試行対象の案件については、次のア又はイのいずれかにより発注する。

ア 工事成績を評価項目とした総合評価落札方式による入札

イ 工事成績条件付一般競争入札

4 工事成績条件付一般競争入札について

(1) 概要

従来の入札参加資格を満たした者に加え、工事成績条件を満たしたものに対して入札参加資格を与える。

(2) 「工事成績条件を満たしたもの」

次の①又は②のいずれかに該当する者をいう。

- ① 優秀工事表彰制度により表彰(土木工事に係るものに限る。)を受けた者
- ② 基準工事成績が一定基準以上の者

(ただし、①又は②のいずれの場合も、評価の対象とする工事成績に一定基準以下の評定点がある者は除く。)

(3) 「優秀工事表彰制度」

工事技術検査室が、平成30年度から実施する優秀工事表彰制度をいう。(詳細は、同室のホームページ参照)

(4) 「基準工事成績」

ア 評価の対象とする工事成績

平成 29 年 4 月 1 日以降に市が発注した土木工事のうち、最終契約金額が 500 万円以上、かつ、平成 30 年 3 月 31 日までに検査が完了した工事に係る工事成績（共同企業体としての工事成績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）で、工事成績評定結果の通知があるもの。

イ 算出方法

「ア 評価の対象とする工事成績」に係る評定点の平均により算出する。ただし、当該工事成績が 2 件以上ある場合は、評定点の高いものから 2 件の平均とする。

※ 優遇措置の対象とする基準工事成績の基準など詳細は、適用開始時に公表します。

V 前金払について(建設工事)

・ 前金払をした後において、契約変更により請負金額が当初の請負金額から 2 割以上増加又は減少した場合、追加で前金払をする又は返還させることができるようにします。

1 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日以降に契約を締結する案件より

2 対象

契約当初の前払金の支払を受けている工事のうち、当初の請負金額から請負金額が 2 割以上増減したもの

VI 公契約に係る取組みについて(全業種)

・ 姫路市が発注する工事等に従事する労働者の労働条件を確保する取組みの一つとして、各種契約約款を改正します。

1 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日以降に契約を締結する案件より

2 概要

受注者が雇用する労働者に対する賃金の支払いについて、最低賃金法第 4 条 1 項の規定に違反したとして送検された場合に、発注者が契約を解除することが出来る旨の条項等を整備します。